

## 事業の概要

新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体において、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、文化芸術振興の幅広い担い手を巻き込みつつ、「新たな日常」ウィズコロナ時代における新しい文化芸術活動のイノベーションを図るとともに、活動の持続可能性の強化に資する取組を支援する。

## 支援の対象となる文化芸術活動・支援対象となる取組

- ◆ 対象：文化芸術関係団体・文化施設（公演等の開催に資金面での責任を持つ者）
  - ◆ 分野：文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野
  - ◆ 条件：不特定多数に公開することによって収入を上げることが前提とした**積極的な活動**であること
  - ◆ 取組：（1）公演・演奏会・コンサート・ライブ、展覧会等を開催すること  
（2）その際、下記のような文化芸術活動のイノベーションを図るような取組を行うこと
    - ・他の文化芸術団体とコラボレーションし、公演を実施すること
    - ・新たな専門性を有する実演家等を招聘し公演を実施すること
    - ・これまで訪問したことのない地域や文化施設（劇場・音楽堂等）で公演を実施すること
    - ・オンライン配信やyou tubeの投稿等、これまで実施していなかった客層へアプローチすること
- \* 申請時に事業計画書の提出を求め、上記のような「積極的な活動」が含まれていることを確認するものとする。

## 事業の概要

新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体において、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、文化芸術振興の幅広い担い手を舞い込みつつ、「新たな日常」ウイズコロナ時代における新しい分科芸術活動のイノベーションを図るとともに、活動の持続可能性の強化に資する取組を支援する。

(令和2年度第3次補正予算額 250億円)

## 対象となる活動

不特定多数の者に公開する公演や展示等の活動を行い、チケット収入等を上げることが前提とした積極的な活動

〔本事業では公演等を実施する団体を支援することにより、そこからフリーランスや個人の方にも支援が届くことを意図しています。〕

## 積極的な活動の例

### (1) 公演等 (映画製作を含む)

- ・演出を変えて実施する公演
- ・新作公演、過去3年間で実績がなかった演目の公演
- ・他の文化芸術関係団体とコラボレーションした公演
- ・新たな専門性を有する実演家等を招聘し実施する公演
- ・経験年数が少ない若手に役を配分して実施する公演
- ・オンライン配信等を行い顧客の拡大に取り組む公演
- ・新たな顧客を獲得するために観賞の仕方等の解説をした上で行う公演
- ・観客との交流など来場者拡大に資する取組を付加した公演 等

### (2) 展覧会等

- ・特別展、企画展、常設作品のテーマ展示、新収蔵品の展示
- ・教育普及プログラム、ワークショップ、地域ゆかりの作家と共同して制作するプログラムを実施した上で行う展覧会 等

### (3) ジャンル複合

- ・展覧会も含んだ公演、ギャラリー空間で行うパフォーマンス 等

## 補助対象者・分野

- 以下の文化芸術関係団体・文化施設 (公演等の開催に資金面での責任を持つ者)
- 文化芸術基本法第8条から第12条に定める文化芸術分野

- ・公演等活動の主催者の実績を持つ法人格を持つ文化芸術関係団体 (文化施設の設置者又は運営者である地方公共団体、独立行政法人、指定管理者を含む)
- ・団体として公演等活動の主催者の実績を持つ任意団体
- ・個人として公演活動等の主催者の実績を持つ者が中核となる任意団体
- ・公演等活動の主催者の実績を持つ団体が中核となる実行委員会

※構成員や関与する個人に報酬を支払う団体であること

※公演等の主催者となるライブハウス、ミニシアターなども対象

補助額等

◎補助対象経費

公演等を行うために必要な活動費（配信等を行う場合の費用を含む）  
（出演料、公演スタッフ費、諸謝金、旅費、借損料、通信運搬費、消耗品費、会議費、雑役務費）

◎補助額

- ・補助対象経費のうち、定額補助とする。
- ・補助金（定額）の算定方法は公演等に関する人員数、その他団体規模等を勘案した補助上限区分（600万円、1,000万円、1,500万円、2,000万円、2,500万円）を設ける。

※補助上限額の中で複数の公演等を実施することが可能。

事業実施スケジュール

◎事業実施期間

交付決定より12月末まで（予定）  
ただし、令和3年の緊急事態宣言下における活動を支援するために、緊急事態宣言の発令日（令和3年1月8日）まで遡りを認める。

◎スケジュール

3月に事務体制等を構築し公募の準備を進め、4月中下旬に公募開始を見込む。  
数回程度募集予定。

その他

◎緊急事態宣言を踏まえた対応

緊急事態宣言の発出にともない公演活動等の実施が困難となった文化芸術関係団体等について、開催準備のために発生した経費や動画作成費を含めた定額補助を行う。

◎J-LODlive事業との切り分け

両事業の重複支援を避けるため、両事業による同一公演や同一シリーズへの支援は不可とする。なお、公演の内容、出演者・スタッフが異なる場合等総合的に判断し異なると判断できる場合には両事業に申請できることとする。

◎事前着手

やむを得ない交付決定前の事前着手については、対象とする予定。

問合せ先

◎事務局

特定非営利活動法人映像産業振興機構（VIPO）

◎電話番号（コールセンター）

0120-51-0335（9時30分～17時00分）

※今後内容が変更になる可能性があります。  
正式には4月に公表する応募案内を参照ください。

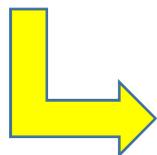
## ○ARTS for the futureの事業期間（案）

- ・ 令和3年1月8日～令和3年12月末（始期は緊急事態宣言発出日の翌日）



○公演1が実施された場合... ARTS for the futureの対象として**遡及支援**

○公演1が実施されなかった場合... **キャンセル料の支援対象**となる



新たな公演を支援する

- ①宣言期間終了後に実施を予定している公演2～3を支援
- ②公演1の中止決定後に予定された公演Aを支援

※配信等により収益を強化する取組も支援

## ○ARTS for the futureのキャンセル料支援（案）

### ・対象となる内容

・令和3年の緊急事態宣言の発出に伴い、緊急事態措置区域等で措置期間内に開催予定であった公演活動等が実施困難となった文化芸術団体等について、開催準備のために発生した経費及び動画作成費を支援。

### ・補助対象者

・キャンセルとなった公演・展覧会等の主催者としての文化芸術関係団体、任意団体

### ・補助額等

#### ◎補助対象経費

キャンセルとなって発生してしまった費用、映像制作・配信費用  
(会場キャンセル料、チケット払い戻し手数料、リハーサル経費等)

#### ◎補助額

補助対象経費のうち定額補助とする。

### ・緊急事態宣言下の場所、期間等

公演実施場所	対象期間	緊急事態宣言発出日
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県	令和3年1月8日 ～令和3年3月21日	2021年1月7日
岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県	令和3年1月14日 ～令和3年2月28日	2021年1月13日
栃木県	2021年1月14日 ～令和3年2月7日	2021年1月13日

## ○申請の簡素化（案）

○簡便な申請を可能とするよう、下記のような取組を行う。

（例）

- ・文化庁事業（二次補正「継続支援事業」やJ-L O Dlive事業に採択、精算が終了した事業者については、費用毎の積算を申請時には求めないこととする。  
（但し、補助金額が自己収入等を大きく超える場合や補助金額が一定額を超える場合などには費用毎の積算を要求し事業計画を精査することとする。）
- ・団体要件については、二次補正事業での提出書類を最大限活用する。

## 文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業（補助金）

感染症防止や配信等環境整備に係る取組を支援いたします

- 劇場・音楽堂、文化ホール、博物館、ライブハウス、映画館の感染症防止対策のガイドラインを踏まえた取組を支援
- 消毒液・マスクなど、既に購入された感染対策経費も対象（1月8日以降に限る）
- 衛生予防対策のための赤外線カメラ、空気清浄機、空気殺菌装置、空気汚染モニタリング等の対策に係る経費
- 施設・設備の抗菌等の清掃、オンラインチケット等のシステム導入経費
- 空調設備、トイレ等の抗菌改修工事（公立等の公共施設を対象）
- 配信機材等の映像配信に係る経費（一部施設を除く）
- 配信等の環境整備（システム環境、課金システム、プラットフォーム構築等）

	補助事業額(上限)	補助率	対象施設
感染対策	400万円	1/2	全施設対象
環境整備（清掃等）	300万円		
空調等設備改修	2,000万円		公立等の公共施設を対象
配信機材等確保	400万円		全施設対象（映画館を除く）
配信等環境整備	10,000万円		

補助事業者	<p><b>劇場・音楽堂等</b>（劇場法の実演芸術を行う文化施設）、<b>博物館</b>（博物館法の登録・相当施設、類似施設も含む）、<b>ライブハウス、映画館の設置者（管理者も可）</b>等（一定の要件を満たす施設が対象となります。）</p> <p>※地方自治体が補助事業者となる場合は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することができます。</p>	
補助対象期間	<p><b>令和3年1月8日～令和4年1月31日</b>までに完了する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調等設備改修は当該期間内に工事を終えるものを対象</li> <li>・オンラインシステムや配信等の環境整備は6ヶ月間の運用に係る経費も含む</li> </ul> <p>※交付決定前であっても令和3年1月8日以降の経費も補助対象とします。</p>	
受付期間	<p><b>令和3年3月31日（水）募集開始（予定）</b> ※募集時期の変更もあり得ます</p>	
申請方法	<p><b>劇場・音楽堂等</b></p> <p>(株) ステージ 「劇場等感染拡大予防等事務局」 〒171-0042 東京都豊島区高松 1-1-11</p>	<p><b>博物館</b></p> <p>(公財) 日本博物館協会 「博物館感染拡大予防等事務局」 〒110-0007 東京都台東区上野公園 12-52 黒田記念館別館3階</p>
申請書	<p><b>ホームページからダウンロード</b>してください（募集開始時期に公開します）</p> <p>※当該ホームページにおいて、募集案内や申請書の様式を公開します。</p>	

問合せ先



文化庁 企画調整課 総括係・博物館振興室

【劇場等担当】 03-5253-4111（内線3143） 【博物館担当】 03-5253-4111（内線4897）

## 概要

大規模で質の高い日本の文化芸術水準を向上させるような公演等を支援し、文化芸術の質の向上と文化芸術の重要性や魅力を発信することにより、新型コロナウイルスの感染拡大による萎縮効果を乗り越え、需要喚起や業界全体の活性化を図る。

また、活動自粛を余儀なくされた地域の文化芸術関係団体・芸術家を中心として、文化芸術関係者の力を合わせ、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流等の公演や展示・展覧会等を開催し、コロナ禍における地域の文化芸術の振興を推進する。

## 事業の内容

### (1) 全国規模の文化芸術統括団体による公演等の実施 (2) 地域の文化芸術関係団体・芸術家による公演等の実施

#### ①補助対象者

全国規模の文化芸術統括団体（9団体程度）

#### ②実施内容

大規模で質の高い公演等の支援（定額補助）

#### ③実施地域

全国13都市程度

#### ①補助対象者

地域の文化芸術関係団体・芸術家を含む芸術団体等

#### ②実施内容

・舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流の公演や展示・展覧会等の支援  
・障害者を含む多種多様な子供の文化体験・発表機会等の確保の支援（いずれも定額補助）

#### ③実施地域

全国20地域で開催



## 期待される事業効果

### 開催 アートキャラバンの

関係者の連携により

- ・質の高い公演等の実施
- ・一般の関心を文化芸術に高める公演等の実施
- ・今後の収益向上につながる公演等の実施

- ・文化芸術に対する需要喚起
- ・文化芸術活動における適切なコロナ対策の実施
- ・特色ある地域文化の全国発信
- ・文化芸術活動への関心・熱意を取り戻す

- ・業界全体や国内の文化芸術活動の活性化
- ・コロナ禍における持続可能で安心な文化芸術の発信
- ・我が国全体の文化芸術関係団体のネットワーク構築
- ・地域の文化芸術関係団体等のレベルアップ、活性化
- ・都道府県の知名度・イメージの向上
- ・地域経済活性化・観光集客の向上

## 全国規模の文化芸術統括団体による公演等の実施

### 事業の概要

大規模で質の高い日本の文化芸術水準を向上させるような公演等を支援し、文化芸術の質の向上を図るとともに、文化芸術の重要性や魅力を発信することにより、新型コロナウイルスの感染拡大による萎縮効果を乗り越え、需要喚起や文化芸術活動の活性化を図る。

### 事業の内容

- 支援団体：全国規模の舞台芸術統括団体（舞台芸術団体を中核とした実行委員会でも可）
- 支援内容：1地域あたり概ね1,000席を超える収容客席数で質の高い公演等へ支援（定額補助、1地域あたりの上限5,000万円）
- 実施地域：全国13地域程度（6～20地域の上限・下限を設定、全国的な展開を求めることから首都圏での公演等は半数以下）。地域は市区町村、都道府県、同一の趣旨の取組を行う複数の都道府県等から選択可
- 補助対象期間：令和3年4月1日～令和4年1月31日

### 今後の日程

- 募集時期：令和3年3月30日～令和3年4月28日
- 選定・採択：令和3年5月下旬予定

劇場・音楽堂、文化芸術団体の皆様へ

# 子供文化芸術活動支援事業（補助金）

（劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業）

1 8歳以下の子供が無料で鑑賞できる舞台公演を支援いたします

- ✓ 子供の無料チケット分を含めた、舞台公演に必要となる経費が対象  
（補助上限額以内であれば複数公演申請可）
- ✓ 1 8歳以下の子供の無料チケットは、総座席数の約1割～3割以上とすること  
（席数の割合に応じて補助事業額の上限が変わります）
- ✓ 舞台公演の専用ホールを有する劇場・音楽堂等でのオペラ、バレエ、歌舞伎、能楽、演劇等の公演が対象
- ✓ 子供チケット分と一般分を区別（色識別等）するなど、不正転売やなりすまし等を防ぐよう、注意すること。
- ✓ 感染症対策を十分に講じた公演であること。  
※チケット料金が3万を超えるものは、3万円分を無料とすることも可。

子供無料(10割) (総座席数)	補助事業額 (上限)	補助率
3割以上	5,000万円	1 / 2
2割～3割未満	4,000万円	
おおよそ1割～2割未満	3,000万円	

補助事業者	劇場・音楽堂等（劇場法の実演芸術を行う文化施設）の設置者（管理者も可）、公演等活動の実績を有する法人格を持つ文化芸術団体 ※地方自治体が補助事業者となる場合は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することができます。
補助対象期間	令和3年4月1日～令和4年2月28日までに完了する事業 ※交付決定前であっても令和3年4月1日以降に行われた本事業の舞台公演費も補助対象とします。
受付期間	令和3年4月14日（水）募集開始(予定)※募集時期の変更もあり得ます
申請方法	電子メール申請のみ (株) ステージ 【子供劇場支援補助金事務局】 〒171-0042 東京都豊島区高松1-1-11
申請書	ホームページからダウンロードしてください。 ※当該ホームページにおいて、採択事業の公演日程等を公開します。

問合せ先



【子供劇場支援補助金事務局】

電話：03-3958-5215 E-mail：kodomoshien@stage.ac

【文化庁 企画調整課 総括係】

電話：03-5253-4111（内線：3143,3056）

# 新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

## 文化芸術・エンターテインメント スポーツ関係

3次補正  
予算版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する  
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充します。

従業員の  
休業手当等のため

最大  
**10/10**

の助成金を支給

新分野展開などの  
事業の再構築に

最大  
**1**億円

まで補助

実質無利子  
融資の上限を

最大  
**3**億円

に引上げ

裏面に文化芸術・エンターテインメント、スポーツ関係  
の皆様が支援を受けられる場合についてまとめてあり  
ます。ぜひご一読を。

裏面へ

## 【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

### 雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～2月末）の休業について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、10/10を助成します。さらに、助成額の上限を対象者1人当たり15,000円/日に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充しています。また、これらの特例を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する予定です。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

### 事業再構築補助金を新設します

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は決定次第、HP等で公表します（3月公募開始予定）。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

### 実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

政府系金融機関・民間金融機関の両方で実施する実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
- ・日本公庫中小事業、商工中金(危機対応融資)→最大3億円（拡充前2億円）

イベントのキャンセル費用が負担に中止延期したイベントを再開したい

### 中止したイベントのキャンセル料や再開を支援

J-LODlive補助金で、中止したイベントのキャンセル料や、再開する公演の費用を支援します（R2年度3次補正においても引き続き支援予定。詳細は経産省HPで公開）。さらに、文化庁事業にて、公演において積極的な活動を行う団体を支援します（詳細は決定次第、文化庁HPで公開予定）。また、大規模スポーツイベントへの支援については、詳細をスポーツ庁HPで公表予定です。



緊急事態宣言による売上減少に伴い、資金繰りが厳しい

### 売上の減少に対して一時金を支給します

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、1～3月のいずれかの売上が対前年（または対前々年）比50%以上減少した中堅・中小事業者に対して、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給します。※具体的な要件や申請方法等の詳細は決定次第、HP等で公表します。

チケット代金を割引したくさんのお客様に来ていただきたい

### Go Toイベント事業をご活用いただけます

文化・芸術、スポーツに関するイベントのチケット代金を2割引きすることができます（上限2,000円）。なお、フィジカルに開催されるイベントへの支援は現在停止中ですが、3密を発生させない無観客ライブ配信等のオンラインイベントへの支援は継続中です。



上記支援策の一部については、要件を満たす場合、MICE【企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）】関係の方もご利用いただける可能性があります。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

### 【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております



# 一時支援金の概要 全体

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

## 給付対象について

- ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2
- ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること



**給付額** = **2019年又は2020年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月**

中小法人等 上限 **60**万円

対象期間 **1月~3月**

個人事業者等 上限 **30**万円

対象月 対象期間から**任意**に選択した月※3

**申請受付期間** 2021年 **3月8日**（月） ~ **5月31日**（月）

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」  
※2 **緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**  
※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

## 申請された皆様方へ

この度は、「文化庁令和2年度第2次補正予算事業 文化芸術活動の継続支援事業」に多数の申請をいただき、誠にありがとうございました。

予てより御案内しておりますとおり、申請に関する確認作業等は、引き続き確認が必要な案件を除き、3月12日(金)の交付決定に伴う審査をもって終了させていただきました。

本事業においては、対象となる文化芸術関係者をできる限り多く支援させていただくという方針により、

申請書類に不備がある場合でも、募集案内で定める要件について確認できるまで資料の提出を依頼し、

双方の協力で交付に至ることができるよう努めて参り、約96,300件の申請に対し約79,700件の方々へ交付いたしました。

一方、申請に必要な書類が揃えられない方々や、審査の結果、明らかに本事業の枠組みと

認められなかった方々の約4,600件については、申請を取り下げただいたところ

です。

また、約12,000件については以下の事由により、不交付とさせていただきました。

- ・事務局から複数回にわたり、募集案内で定めている要件について確認するための資料を揃えるよう依頼したが、返答が全くなかったもの 約51%
- ・事務局から複数回にわたり、確認若しくは修正を依頼したが、期日までに修正や資料を提出いただけなかったもの 約42%
- ・事務局からの依頼に応じ不足する資料の提出や修正を行っていただいたが、補助の対象となる要件を満たしていないと判断されたもの 約7%

審査結果については、マイページに表示しておりますので御確認くださいようお願いします。

コールセンター、文化庁及び日本芸術文化振興会にお問い合わせいただいても回答いたしかねますので、お問い合わせについては、

審査結果をお知らせするメールに記載のメールアドレスに御連絡をお願いします。